

福岡市拠点体育館整備に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 拠点体育館の整備に関し、市民利用者や学識経験者等から広く意見を聴くことを目的として「拠点体育館整備に関する検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会の設置期間は、平成24年7月1日から平成24年9月30日までとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員（以下、「委員等」という）をもって組織する。

- 2 委員等は、利用者・市民及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員等の任期は、委嘱の日から平成24年9月30日までとする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の進行にあたる。

- 2 委員長がやむを得ず会議に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員が委員長代理として会議の進行にあたる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、会議における内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福岡市市民局スポーツ推進部スポーツ振興課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

附則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。